弁護士 大関太朗の レターケーション

2023年10月号
Vol. 117

相談会

当事務所では月１回のペースで相談会を実施しています。

通常の法律相談の場合は、平日の事前予約の場合に最初の３０分を無料としていますが、相談会の日は無料枠を６０分に拡大しています。

これまでは平日に実施していましたが、お仕事の関係で平日に事務所に相談に行くことが難しいという方のために、土曜日の午後に実施するようにしました。

今後の予約状況によっては実施の曜日を変更することがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

また、事務所にお越しいただくことが難しい方に対しては、ｚｏｏｍを利用しての相談も実施しております。こちらも併せてよろしくお願いします。

裁判所の人手不足

裁判所によっても違うのでしょうが、うちの事務所の最寄りの地方裁判所は人手不足です。

書面を提出しても、その内容を判断するのに１～２か月かかったりします。そんなに判断の難しい内容でもないので、よっぽど人手不足なんだなぁと思います。

最高裁判所は予算を取ってくるのが下手だと言われており、その影響もあって人件費を抑えざるを得ないのです。

免責不許可事由

以前、破産しても裁判所に免責が認められなければ借金はチャラにならないという記事を書きました（２０１８年８月号、ｖｏｌ．５５）。その際、免責の認められない代表的なものとしてギャンブルをあげました。

もっとも、少しでもギャンブルをしていると全く免責が認められないかというとそうではありません。ギャンブルの内容（期間、損失額、種類など）にもよりますが、破産申立後の事情（反省の有無、生活の改善、破産管財人への協力・説明など）も相当考慮される印象です。

多くの代理人が裁量免責（不許可事由はあるけどギリギリ許可するよという判断）の獲得に向けてチャレンジすることになります。もちろん私も代理人としてチャレンジしたことがありますし、チャレンジが成功して免責が認められたこともあります。

なお、昔はパチンコや競馬が多かったですが、最近は暗号資産で莫大な借金を負いやすいので、くれぐれも慎重な判断をお願いします。

取手駅前法律事務所

弁護士　大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年	早稲田大学商学部　卒業
平成 18 年	司法研修所入所
平成 19 年	弁護士登録（登録番号：３５５３８） 東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所
平成 23 年	茨城県弁護士会へ登録換え 眞鍋・大関法律事務所　開設
平成 28 年	取手駅前法律事務所　開設